

大口町小規模工事等契約要領

(目的)

第1条 この要領は、大口町が発注する小規模な工事、物品購入等の契約について、町内業者の受注機会を拡大し、積極的に活用することによって、町内経済の活性化を図ることを目的とする。

(対象となる事業)

第2条 この要領は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1号による随意契約のうち、1件の契約金額が工事及び修繕では50万円、物品の購入、役務の提供及び業務委託では30万円（消耗品購入のときは3万円）を超えないものを対象とする。

(業者の選定)

第3条 町が発注する小規模な工事、物品購入等の契約について、大口町商工会が作成する小規模工事等事業者一覧から次の各号のいずれかに該当する者を除いたものを優先して選定するものとする。

- (1) 町内に主たる事業所を置かない者
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者
- (3) 大口町契約規則第5条第3項に規定する名簿に登録されている者
- (4) 希望業種を履行するために必要な資格等を有しない者
- (5) その他町長が適当ではないと認めた者

(適用除外)

第4条 小額工事事務取扱要領（平成4年大口町訓令第8号）第3条第1項及び第5条の規定は適用しない。

(その他必要事項)

第5条 この要領に定めるもののほか、小規模な工事、物品購入等の契約について必要な事項は、町長が定める。

附 則（平成15年大口町訓令第1号）

この要領は、平成15年5月1日から施行する。

附 則（平成24年3月26日 大口町訓令第3号）

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。